

農業経営安定緊急支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

農業経営安定緊急支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業経営安定緊急支援資金利子補給規則（平成23年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被害農業者 県内において農業を営む個人又は法人で、<u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響のうち、農畜産物の販売等の不振等により農業経営に損失を受けたものをいう。</u></p> <p>(2) 農業経営安定緊急支援資金 被害農業者の農業経営の早期安定化を図るため、被害農業者が受けた前号の損失のうち農業経営に必要な経費として融資機関が被害農業者に対して貸し付ける資金をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(利子補給の対象及び利子補給率)</p> <p>第3条 利子補給は、次に掲げる貸付条件を満たす農業経営安定緊急支援資金を無利子で貸し付ける場合に行うものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被害農業者 県内において農業を営む個人又は法人であって次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響のうち、農畜産物の販売等の不振等により農業経営に損失を受けた者</u></p> <p>イ <u>平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第2条第1項の規定により激甚災害として指定されたものをいう。）により農業経営に損失を受けた者</u></p> <p>ウ <u>平成25年9月15日から同月17日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（激甚災害法第2条第1項の規定により激甚災害として指定されたものをいう。）により農業経営に損失を受けた者</u></p> <p>(2) 農業経営安定緊急支援資金 被害農業者の農業経営の早期安定化を図るため、被害農業者が受けた前号アからウまでの損失のうち農業経営に必要な経費として融資機関が被害農業者に対して貸し付ける次に掲げる資金をいう。</p> <p>ア <u>東日本大震災対応緊急資金（前号アに掲げる者に対して貸し付ける資金をいう。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>自然災害対応特別資金（前号イ及びウに掲げる者に対して貸し付ける資金であって平成25年12月31日までに貸し付けられたものをいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(利子補給の対象及び利子補給率)</p> <p>第3条 利子補給は、次に掲げる貸付条件を満たす農業経営安定緊急支援資金を無利子で貸し付ける場合に行うものとする。</p>

(1)・(2) [略]

(3) 償還期限 10年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(4) [略]

2 [略]

(利子補給金の額)

第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における農業経営安定緊急支援資金につき算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た額とする。）に対し、第3条第2項に規定する利子補給率の割合で計算した額とする。この場合において、年間の日数は、^{じゆん}閏年の日を含む場合においても365日とする。

。

(1)・(2) [略]

(3) 償還期限 10年以内（3年以内の据置期間を含む。）

。ただし、自然災害対応特別資金の貸付けに限り、融資機関が特に必要と認める場合は、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）で融資機関が認めた期間

(4) [略]

2 [略]

(利子補給金の額)

第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、次の各号に掲げる農業経営安定緊急支援資金の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 東日本大震災対応緊急資金 毎年1月1日から12月31日までの期間における東日本大震災対応緊急資金につき算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た額とする。次号において同じ。）に対し、第3条第2項に規定する利子補給率の割合で計算した額とする。この場合において、年間の日数は、^{じゆん}閏年の日を含む場合においても365日とする。

(2) 自然災害対応特別資金 貸付けの日から平成25年12月31日までの期間における自然災害対応特別資金につき算出した融資平均残高に対し、第3条第2項に規定する利子補給率の割合で計算した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の農業経営安定緊急支援資金利子補給規則の規定は、平成25年6月8日以後に貸し付けられた農業経営安定緊急支援資金から適用し、同日前に貸し付けられた農業経営安定緊急支援資金については、なお従前の例による。